

第 25 期の講演会、シンポジウム等に関する留意点について

令和 2 年 1 月 3 0 日
日本学術会議第 2 8 6 回幹事会決定

日本学術会議講堂（以下「講堂」という。）の天井は、建築基準法施行令等の改正により耐震性の規制が強化されたことから、耐震補強工事（以下「工事」という。）が必要であるとされている。工事の開始時期及び期間はこの決定の時点で未定であるが、工事の開始は最も早い場合で令和 2 年 11 月となり、工事には少なくとも 9 か月以上要するものと見込まれている。この工事の期間中には、講堂を使用することが一切できなくなる。

また、第 25 期に開催される日本学術会議が主催する講演会、シンポジウム等については、準備のため、第 24 期中に幹事会の承認を希望するものもあると考えられる。講演会、シンポジウム等の意義や日本学術会議としての活動の継続性を担保する必要性を鑑みれば、それらを第 24 期の幹事会において承認してよいものと考えられるが、第 25 期の公平・公正な意思決定に影響を及ぼすことがないように、十分に留意する必要がある。

以上を踏まえ、第 25 期に開催される講演会、シンポジウム等については、以下の事項について留意することとする。

1. 第 25 期中、令和 2 年 11 月 1 日～工事が終了し講堂が使用可能になる日（この決定の時点では、令和 3 年 7 月 31 日となる見込み）までの間に開催する講演会、シンポジウム等を企画する場合には、講堂以外の会場での開催とすること。なお、講演会、シンポジウム等を講堂以外の会場で開催するための経費は、日本学術会議からは支弁しない（ただし、学術フォーラムについては、講堂以外の会場で開催する場合に支弁しうる。）。工事の開始時期及び期間について変更が生じた場合には、事務局から随時、会員及び連携会員に連絡する。
2. 第 24 期中に幹事会に主催の承認を求める場合、原則として、第 25 期においても引き続き存置される部、機能別委員会、分野別委員会、若手アカデミー又は地区会議（以下「常置の委員会等」という。）を開催主体に含めること。
3. 第 24 期中に幹事会に主催の承認を求める場合、開催主体となる常置の委員会等において、第 24 期－第 25 期を任期とする委員の中から講演会、シンポジウム等の取りまとめ役を決めること。当該取りまとめ役は、関係規定を順守しつつ、講演会、シンポジウム等の開催に向けて準備を進めること。

附 則 (施行期日)

- 1 この決定は、決定の日から施行する。
(この決定の失効)
- 2 この決定は、工事が終了し講堂が使用可能になる日に効力を失う。